

田滿解次ニ平月九日ヨリ一育ニ就業スルコトナレリ  
一育ニ通シ報假也

覺書

田中藏紫藤ニ對シテ對從業員ノ勞働爭議ハ今回調停官ノ斡旋ニ依リ左記除  
件ヲ以テ内ニ解決スルニ就テハ茲ニ覺書三通ヲ作成シ此等者双方及調停者各  
一通ニテ保持スルモノトス

記

一、公選組員權限ノ確定ニ關シテハ會社側ニ於テ充分其意見ヲ尊重シ之ヲ実行スルコト  
ニ獎勵金ハ全從業員ノ收入額ノ一割ヲ以テ支給スルコト 但シ分配方法ハ組長ト其部員協  
議スルコト

二、會社ハ今回特ニ左ノ率ヲ以テ田中君ヲ行フコト

田中君ニ 田中君給録未滿ノ者 壹割五分  
田中君ニ 田中君給録以上ノ者 壹割

三、會社ノ每年七月末日付ヲ以テ全額給以上ノ率給ヲ行フコト

四、會社ハ其業員ヲ出張セシムル時ハ市内外共ニ回給ノ二割ヲ支給シ午後五時以後作業シタル

場合ハ夕食料ヲ支給スルコト

五、會社ノ從業員負傷シタル場合ハ健康保險法ノ規定ニ依リ手當ヲ支給スルコト

六、會社ニ對シテ武務由依ノ解雇ヲ取消スルコト、武務ハ向テ七月ノ間ニ於テ任意退職スルコト 會社ハ  
武務ニ對シテ回給四十日分ヲ支給スルコト